

諮問日：令和6年10月15日（令和6年度（情）諮問第34号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（情）答申第48号）

件名：名古屋家庭裁判所における特定の事件における特定の手続についてなされた判断の理由が分かる文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が、本件開示申出文書は、いずれも司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が令和6年6月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

日本国憲法17条に違反しており違法である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 名古屋家庭裁判所は、本件開示申出に係る文書として想定されるのは裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならないことから、原判断を行った。

本件開示申出は、特定の事件における特定の手続についてなされた判断の理由が分かる文書の開示を求めるものと解される。この点、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であり（取扱要綱記第1本

文)、裁判事務に関する文書は司法行政文書開示手続の対象とはならない。本件開示申出文書は、事件の審理・判断作用に関わる文書又はその過程で作成される文書が想定されるところ、これは裁判事務に関する文書であり、司法行政文書には当たらないから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。したがって、上記名古屋家庭裁判所の判断に不合理な点はない。

2 これに対し、苦情申出人は、原判断は日本国憲法17条に違反しており違法であるなどと主張しているが、原判断が相当であることは、上記のとおりである。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年10月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月28日 審議
- ④ 同年3月21日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないものと解される。

本件開示申出文書は、申出書の記載内容に照らし、いずれも、特定の事件における特定の手続についてなされた判断の理由が分かる文書の開示を求めるものであるといえ、特定の事件の審理及び判断の過程で作成又は取得される裁判事務に関する文書である。

そうすると、同文書は裁判事務に関する文書にはかならないから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書が司法行政文書の開示  
手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した
- 3 なお、委員会に対し諮問がされる事案の中には、裁判所における個別の案件  
の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や  
保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。本件開示申出がこのよう  
な意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続  
や保有個人情報開示手続を用いた申出は、裁判所における個別の案件の対応や  
判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられて  
いるものではないことを、念のため付言しておく。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    長   戸   雅   子

委                    員                    川   神                    裕

## 別紙

- 1 調停に代わる審判を確定2週間前に手続きをしていいという文章（書記官Aによる損害発生）
- 2 最高裁判所にて裁判官Bの忌避の特別抗告の審理中に、調停から審判移行を異動したA書記官、C主任書記官へ伝えた調停も行わず審判へ移行させた。異動に際この「審判をしない」ということが引継ぎなく申立人は損害が発生。裁判官Bと裁判所書記官Dの調停を行わず審判へ移行させた不法行為が分かる文章